

# 「一の坂川ほたる広場の会」会則

(名称)

第1条 本会は、「一の坂川ほたる広場の会」と称する。

(目的)

第2条 ほたる広場を中心とし、一の坂川と一体となった豊かな潤いのあるまちづくりを目指す。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ① 「ほたる広場」美化ボランティアとしての活動
- ② 一の坂川の環境保全に関する情報の提供と活動
- ③ まちづくりに関する情報の提供と活動

(構成)

第4条 本会は、山口市内に在住し、前条の目的に賛同するもので組織するものとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- ① 代表世話人 1名
- ② 代表世話人補佐 1名
- ③ 事務局 1名
- ④ 監査 1名

2 代表世話人は、本会を代表し、会務を統括するものとする。

3 代表世話人補佐は、代表世話人を補佐し、代表世話人に事故ある時は、その職務を代理する。  
その場合、あらかじめ代表世話人が指名する。

4 監事は、会計を監査するものとし、代表世話人が指名する。

(任期)

第6条 役員は任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会)

第7条 総会は代表世話人がこれを召集する。

2 総会の議長は代表世話人があたる。

3 総会は次の事項を審議する。

- ① 会務の報告、 ②事業の報告、 ③収支予算及び決算
- ④ 会則の変更、 ⑤代表世話人の選出、⑥その他の事項

4 総会の議決は、総会出席者の過半数によるものとする。

(会計)

第8条 会計は事務局が担当する。

2. 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

- ① 助成金及び寄付金
- ② その他の収入

3. 会の収支決算については、毎年度当初の本会で報告するものとする。

4. 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(事務局)

第9条 本会の事務局を、個人宅に置く。

2 事務局は、本会の運営と庶務を処理する。

附則 この会則は平成27年4月1日から施行する。